

○全学情報教育運営委員会規程

2023年1月11日制定
2025年1月8日改正

（趣旨）

第1条 この規程は、大学教務委員会規程（1992年10月27日制定）第7条の規定に基づき、全学情報教育運営委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員会の構成）

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- （1）専門科目において情報教育に係る授業科目を担当する学科所属教員 3名
- （2）グローバル教養学部から選出された教員 3名
- （3）文学部、音楽学部及び国際交流学部から選出された教員 各1名
- （4）その他委員会が必要と認めた者

2 前項第1号から第3号までに掲げる委員は、相互にこれを兼ねることができる。

3 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

（審議事項）

第3条 委員会は、全学情報教育に関し、次に掲げる事項を審議するものとする。

- （1）情報教育及び学部専門教育と関連する情報教育の基本方針に関する事項
- （2）情報に係る副専攻に関する事項
- （3）授業科目の編成に関する事項
- （4）授業の時間割編成に関する事項
- （5）履修方法に関する事項
- （6）授業の運営方法に関する事項
- （7）授業の運営及び授業等に係る施設設備に関する事項
- （8）全学情報教育に係る予算案に関する事項
- （9）その他全学情報教育に関する重要事項及び必要と認められる事項

（運営）

第4条 委員会に委員長を置き、第2条第1項第1号及び同第2号の委員の互選により選出された者がこれに当たる。なお、任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

3 委員会は、その構成員の過半数の出席をもって成立する。

（拡大委員会）

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、全学情報教育に係る重要事項及び特定事項を協議するために、第2条に掲げる委員以外の教員を招集し、拡大委員会を開催することができる。

2 拡大委員会に関する事項は、委員会が決定する。

（作業部会）

第6条 委員会は、必要に応じて、関連する教職員による作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会から付託された事項に関する実務を取り扱うものとする。

（記録）

第7条 委員会の議事については、議事録を作成し、大学事務部教務課がこれを保管する。

（報告）

第8条 委員長は、委員会の協議の結果を大学教務委員会及び関連する学部教授会に報告するものとする。

（その他の事項）

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が決定する。

（庶務）

第10条 委員会に関わる事務は、大学事務部教務課が行う。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、委員会及び大学教務委員会の議を経て、大学評議会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。